

改正案

現行

| | |
|--|---|
| <p>(登録申請書のその他の記載事項)</p> <p>第三条 法第五条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人である場合において、その役員が、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名又は名称並びに当該他の会社の商号及び業務の種類又は当該事業の種類</p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第四条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 登録申請者（法人である場合にあつては、その役員（法人でないものに限る。）をいう。第三号及び第五号において同じ。）及び令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>二 登録申請者の役員が法人である場合にあつては、当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面</p> <p>三 五 (略)</p> <p>六 登録申請者の役員が法人である場合にあつては、別紙様式第二号の二により作成した当該役員の沿革</p> <p>七 登録申請者が法人である場合にあつては、別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿並びに定款又は寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第六条 投資顧問業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る第四条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる書類並びに当該変更</p> | <p>(登録申請書のその他の記載事項)</p> <p>第三条 法第五条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法人である場合において、その役員が、他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の会社の商号及び業務の種類又は当該事業の種類</p> <p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第四条 法第五条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 登録申請者（法人である場合にあつては、その役員をいう。次号及び第四号において同じ。）及び令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>(新設)</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 法人である場合にあつては、別紙様式第三号により作成した株主若しくは社員の名簿並びに定款又は寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第六条 投資顧問業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 役員又は重要な使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る第四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる書類及び当該変更に係る同項第五号</p> |
|--|---|

に係る同項第七号に掲げる書類

三 (略)

2 6 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第十二条 法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 政府保証債券(証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。以下同じ。)

四 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十七条 法第十四条第一項第四号(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法人である場合にあつては、その資本金額(出資総額を含む。)並びにその役員及び主要株主の商号、名称又は氏名

三 七 (略)

2 7 (略)

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十九条 (略)

2 法第三十三条において準用する法第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの若しくは信託業務を営むもの又は当該認可投資顧問業者の法第三十条の四第二項第一号に規定する利害関係人である法人を相手方として行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ごとに、その内容

五 当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合

イ (略)

に掲げる書類

三 (略)

2 6 (略)

(営業保証金に充てることができる有価証券の種類)

第十二条 法第十条第九項に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 政府保証債券

四 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十七条 法第十四条第一項第四号(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法人である場合にあつては、その資本金額(出資総額を含む。)、その役員の氏名並びにその主要株主の商号、名称又は氏名

三 七 (略)

2 7 (略)

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十九条 (略)

2 法第三十三条において準用する法第十六条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの若しくは信託業務を営むもの又は当該認可投資顧問業者の法第三十条の三第二項第一号に規定する利害関係人である法人を相手方として行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ごとに、その内容

五 当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合

イ (略)

ロ 当該認可投資顧問業者の法第三十条の四第二項第一号に規定する利害関係人である法人

ハ (略)

(業務を執行する社員等に準ずる者)

第二十三条 令第八条第三号イ②に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(当該者が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員を含む。)とする。

一 当該法人が株式会社である場合にあつては、その監査役(委員会設置会社にあつては会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百条第四項に規定する監査委員)及び会計参与

二・三 (略)

(兼業の届出)

第二十六条の三 投資顧問業者は、法第二十三条の届出をしようとするときは、別紙様式第十六号イにより作成した兼業届出書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 定款(兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。))の写し

2 投資顧問業者は、法第二十三条の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務の廃止、休止又は再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、当該業務の廃止、休止又は再開に関する取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(認可の申請)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類(投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及び第九号に掲げる書類を除く。)とし、別表第一

ロ 当該認可投資顧問業者の法第三十条の三第二項第一号に規定する利害関係人である法人

ハ (略)

(業務を執行する社員等に準ずる者)

第二十三条 令第八条第三号イ②に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該法人が株式会社又は有限会社である場合にあつては、その監査役(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。)第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社(以下「委員会等設置会社」という。)にあつては、商法特例法第二十一条の八第七項に規定する監査委員)

二・三 (略)

(兼業の届出)

第二十六条の三 投資顧問業者は、法第二十三条の届出をしようとするときは、別紙様式第十六号イにより作成した兼業届出書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならぬ。

一 (略)

二 定款(兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録)の写し

2 投資顧問業者は、法第二十三条の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務の廃止、休止又は再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、当該業務の廃止、休止又は再開に関する取締役会の議事録又はこれに代わる書面を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(認可の申請)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 法第二十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は次に掲げる書類(投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、第七号及び第九号に掲げる書類を除く。)とし、別表第一

に定めるところにより作成するものとする。

一 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに類する役職にある者（以下「役員」という。）の履歴書又は沿革

二（略）

三 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）

四 十一（略）

十二 今後三年間（認可申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度から起算して三事業年度をいう。次号において同じ。）の純資産額（資産総額から負債総額を減じた金額をいう。）の見込み

十三 十六（略）

4・5（略）

（認可の審査基準）

第二十七条の三 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第一項第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 資本金の額（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、その本邦支店の持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。）の額とする。）が五千万円以上であること。

二 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間（認可を受けた日の属する事業年度及びその翌事業年度から起算して三事業年度をいう。次号において同じ。）において五千万円を下回らない水準に維持されていること。

三（略）

2（略）

（証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等）

第二十七条の四 投資顧問業者が証券業を営む場合において、当該投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 証券業に係る最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記

に定めるところにより作成するものとする。

一 取締役及び監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役）又はこれらに類する役職にある者（以下「役員」という。）の履歴書

二（略）

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書

四 十一（略）

十二 今後三年間（認可申請の日の属する営業年度及びその翌営業年度から起算して三営業年度をいう。次号において同じ。）の純資産額（資産総額から負債総額を減じた金額をいう。）の見込み

十三 十六（略）

4・5（略）

（認可の審査基準）

第二十七条の三 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第一項第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 資本金の額（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、その本邦支店の持込資本金（資本金に対応する資産のうち国内に持ち込むものをいう。）の額とする。）が五千万円以上であること。

二 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間（認可を受けた日の属する営業年度及びその翌営業年度から起算して三営業年度をいう。次号において同じ。）において五千万円を下回らない水準に維持されていること。

三（略）

2（略）

（証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等）

第二十七条の四 投資顧問業者が証券業を営む場合において、当該投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 証券業に係る最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金計算書又は損失金処理計算書

を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)

四 (略)

五 投資一任契約に係る業務が定款の事業目的に記載され、又は記録されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録の写し

2 (略)

(信託業務を営む投資顧問業者に係る認可の申請等)

第二十七条の五 投資顧問業者が信託業務を営む場合において、当該投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 最終の貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。)及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)

四 (略)

五 投資一任契約に係る業務が定款の事業目的に記載され、又は記録されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録の写し

2 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第二十七条の七 法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行つた場合に限る。)において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権(当該信託された者が行使することができる権限又は行使に

四 (略)

五 投資一任契約に係る業務が定款の事業目的に記載され、又は記録されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又はこれに代わる書類の写し

2 (略)

(信託業務を営む投資顧問業者に係る認可の申請等)

第二十七条の五 投資顧問業者が信託業務を営む場合において、当該投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項又は第三項の規定により添付すべき書類又は電磁的記録のほか、次に掲げる書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

四 (略)

五 投資一任契約に係る業務が定款の事業目的に記載され、又は記録されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又はこれに代わる書類の写し

2 (略)

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決権)

第二十七条の七 法第二十七条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項(第一号を除く。))の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行つた場合に限る。)において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権(当該信託された者が行使することができる権限又は行使に

いて指図を行うことができる権限を有するものを除く。)

四 (略)

(削る)

五・六 (略)

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十九条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役員。以下この条において同じ。)は、法第三十条の承認を受けようとするときは、別紙様式第十九号により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付し、当該認可投資顧問業者を経由して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該他の会社の定款、最終の事業報告、貸借対照表(関連する注記を含む。)、損益計算書(関連する注記を含む。)、及び株主資本等変動計算書(関連する注記を含む。)
その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 (略)

2 (略)

(認可投資顧問業者の禁止行為)

第二十九条の二 法第三十条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 六 (略)

2 (略)

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十九条の三 法第三十条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 認可投資顧問業者の利害関係人(法第三十条の四第二項第一号に規定する利害関係人という。次号において同じ。)である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行つている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融

ついで指図を行うことができる権限を有するものを除く。)

四 (略)

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

六・七 (略)

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十九条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役員。以下この条において同じ。)は、法第三十条の承認を受けようとするときは、別紙様式第十九号により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付し、当該認可投資顧問業者を経由して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 当該他の会社の定款、最終の営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 (略)

2 (略)

(認可投資顧問業者の禁止行為)

第二十九条の二 法第三十条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 六 (略)

2 (略)

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十九条の三 法第三十条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 認可投資顧問業者の利害関係人(法第三十条の三第二項第一号に規定する利害関係人という。次号において同じ。)である証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行つている場合において、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融

機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 (略)

(兼業の承認の申請)

第三十条 認可投資顧問業者は、法第三十一条第一項ただし書の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十号により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 定款の変更を必要とする場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合の認可の申請等)

第三十条の二 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の規定による証券業の兼業の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号イにより作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 定款(証券業がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録)の写し

2 (略)

(認可投資顧問業者が信託業務を営もうとする場合の認可の申請等)

第三十条の三 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の規定による信託業務の兼業の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号イにより作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 定款(信託業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録)の写し

2 (略)

機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

二 (略)

(兼業の承認の申請)

第三十条 認可投資顧問業者は、法第三十一条第一項ただし書の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十号により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 定款の変更を必要とする場合にあつては、これに関する株主総会の議事録

(認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合の認可の申請等)

第三十条の二 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の規定による証券業の兼業の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号イにより作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 定款(証券業がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又はこれに代わる書面)の写し

2 (略)

(認可投資顧問業者が信託業務を営もうとする場合の認可の申請等)

第三十条の三 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の規定による信託業務の兼業の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号イにより作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 定款(信託業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又はこれに代わる書面)の写し

2 (略)

(認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営む場合の兼業の届出)

第三十条の四 認可投資顧問業者は、法第三十一条第三項の届出をしようとするときは、別紙様式第二十一号口により作成した兼業届出書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 定款(兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録)の写し

2 認可投資顧問業者は、法第三十一条第三項の届出に係る業務内容を変更し、又は当該業務を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務内容の変更又は当該業務の廃止、休止若しくは再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、当該業務内容の変更若しくは当該業務の廃止、休止若しくは再開に関する取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(営業報告書の縦覧)

第三十四条 管轄財務局長は、その登録をした投資顧問業者の直前事業年度に係る営業報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者の保護に必要と認められる部分を、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(営業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三十七条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合における当該投資顧問業者(以下「外国法人等である投資顧問業者」という。)が、令第十七条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十五条第一項(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該営業報告書に係る事業年度終了の日

三 (略)

2 (略)

(認可投資顧問業者が証券業又は信託業務を営む場合の兼業の届出)

第三十条の四 認可投資顧問業者は、法第三十一条第三項の届出をしようとするときは、別紙様式第二十一号口により作成した兼業届出書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 定款(兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又はこれに代わる書面)の写し

2 認可投資顧問業者は、法第三十一条第三項の届出に係る業務内容を変更し、又は当該業務を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務内容の変更又は当該業務の廃止、休止若しくは再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、当該業務内容の変更若しくは当該業務の廃止、休止若しくは再開に関する取締役会の議事録又はこれに代わる書面を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

(営業報告書の縦覧)

第三十四条 管轄財務局長は、その登録をした投資顧問業者の直前事業年度に係る営業報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資顧問業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者の保護に必要と認められる部分を、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(営業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三十七条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合における当該投資顧問業者(以下「外国法人等である投資顧問業者」という。)が、令第十七条第二項の規定により読み替えて適用される法第三十五条第一項(法第九条第四項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該営業報告書に係る事業年度終了の日

三 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人等である投資顧問業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る営業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る営業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である投資顧問業者が毎事業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 (略)

5 (略)

(駐在員事務所の届出)

第三十八条 法第五十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（外国で投資顧問業を営む者が個人である場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一・二 (略)

三 資本金の額又は出資の総額

四・五 (略)

別表第一

| | |
|---------------------|-----------|
| 添付書類 | 様式 |
| 役員（法人でないものに限る。）の履歴書 | (略) |
| 役員（法人であるものに限る。）の沿革 | 別紙様式第一号の二 |
| (略) | (略) |

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人等である投資顧問業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が営業年度開始後六月以内（直前営業年度に係る営業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前営業年度）から当該申請に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する営業年度の直前営業年度までの営業年度に係る営業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人等である投資顧問業者が毎営業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該営業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 (略)

5 (略)

(駐在員事務所の届出)

第三十八条 法第五十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（外国で投資顧問業を営む者が個人である場合にあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一・二 (略)

三 資本金の額又は出資の総額

四・五 (略)

別表第一

| | |
|------------|------|
| 添付書類 | 様式 |
| 役員（新設）の履歴書 | (略) |
| (新設) | (新設) |
| (略) | (略) |

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| | 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。） | | |
| (略) | | (略) | |

別表第一

| | | | |
|--------------------------|-------------|--|--|
| 届出事項 投資一任契約に係る業務の廃止 | 記載事項 (略) | 添付書類 一 取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 二 (略) | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 法第二十三条の届出に係る業務の廃止 | (略) | 取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 | |
| 法第二十三条の届出に係る業務の休止又は再開 | (略) | 取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 | |
| 法第三十一条第一項ただし書の承認に係る業務の廃止 | (略) | 取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 法第三十一条第二項の認可に係る業務の廃止 | (略) | 取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面 | |
| (略) | (略) | (略) | |

| | | | |
|-----|------------------------------------|-----|--|
| | 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書 | | |
| (略) | | (略) | |

別表第二

| | | | |
|--------------------------|-------------|----------------------------|--|
| 届出事項 投資一任契約に係る業務の廃止 | 記載事項 (略) | 添付書類 一 取締役会議事録 二 (略) | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 法第二十三条の届出に係る業務の廃止 | (略) | 取締役会議事録又はこれに代わる書面 | |
| 法第二十三条の届出に係る業務の休止又は再開 | (略) | 取締役会議事録又はこれに代わる書面 | |
| 法第三十一条第一項ただし書の承認に係る業務の廃止 | (略) | 取締役会議事録 | |
| (略) | (略) | (略) | |
| 法第三十一条第二項の認可に係る業務の廃止 | (略) | 取締役会議事録 | |
| (略) | (略) | (略) | |

| | | |
|---------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| <p>法第三十一条第三項の届出に係る業務の内容の変更</p> | (略) | <p>取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> |
| <p>法第三十一条第三項の届出に係る業務の廃止</p> | (略) | <p>取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> |
| <p>法第三十一条第三項の届出に係る業務の休止又は再開</p> | (略) | <p>取締役会議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> |
| <p>役員の変動</p> | <p>一 氏名又は名称及び役職名 二 (略)</p> | <p>一 履歴書又は沿革(新任のみ) 二・三 (略)</p> |
| (略) | (略) | (略) |

| | | |
|---------------------------------|----------------------------|--------------------------------|
| <p>法第三十一条第三項の届出に係る業務の内容の変更</p> | (略) | <p>取締役会議事録又はこれに代わる書面</p> |
| <p>法第三十一条第三項の届出に係る業務の廃止</p> | (略) | <p>取締役会議事録又はこれに代わる書面</p> |
| <p>法第三十一条第三項の届出に係る業務の休止又は再開</p> | (略) | <p>取締役会議事録又はこれに代わる書面</p> |
| <p>役員の変動</p> | <p>一 氏名及び役職名 二 (略)</p> | <p>一 履歴書(新任のみ) 二・三 (略)</p> |
| (略) | (略) | (略) |

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)

| 改正案 | | | 現行 | | |
|----------------------|----------------------|--|----------------------|----------------------|--|
| 別紙様式第一号 (第1条関係) | | | 別紙様式第一号 (第1条関係) | | |
| (日本工業規格A4) | | | (日本工業規格A4) | | |
| (略) | | | (略) | | |
| (第2面) | | | (第2面) | | |
| *登録番号 | 財務(支)局長 第 号 (年 月 日) | | *登録番号 | 財務(支)局長 第 号 (年 月 日) | |
| 1. 法人・個人の別 | | | 1. 法人・個人の別 | | |
| (ふりがな) | | | (ふりがな) | | |
| 2. 商号又は名称 | | | 2. 商号又は名称 | | |
| (ふりがな) | | | (ふりがな) | | |
| 3. 氏 名 | | | 3. 氏 名 | | |
| (法人にあつては、 代表者の氏名) | | | (法人にあつては、 代表者の氏名) | | |
| 4. 住 所 | | | 4. 住 所 | | |
| (郵便番号) | | | (郵便番号) | | |
| 電話番号 () - | | | 電話番号 () - | | |
| 5. 資本金額 | | | 5. 資本金額 | | |
| 千円 | | | 千円 | | |
| 6. 役員 | | | 6. 役員 | | |
| (ふりがな) | | | (ふりがな) | | |
| 氏名又は名称 | | | 氏 名 | | |
| 役職名 | | | 役職名 | | |
| 住 所 | | | 住 所 | | |
| | | | | | |
| (記載上の注意) | | | (記載上の注意) | | |
| (略) | | | (略) | | |
| (第3面) | | | (第3面) | | |
| (略) | | | (略) | | |
| (第4面) | | | (第4面) | | |
| (略) | | | (略) | | |
| (第5面) | | | (第5面) | | |
| (略) | | | (略) | | |

(略) (第6面)

(略) (第7面)

(第8面)

12 役員の兼職状況

| | |
|---------------------|---|
| (ふりがな) 役員の氏名又は名称 | 常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類 |
| | |

(記載上の注意)
(略)

(第9面)

(略)

別紙様式第二号(第4条第1項第5号又は第27条第3項第1号及び第2号関係)
(日本工業規格A4)

登録申請者等の履歴書

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------|-------------|--|
| (ふりがな) 氏名 | | | |
| 現住所 | (郵便番号) | | |
| | 電話番号 () - | | |
| 役職名等 | 生年月日 | 年 月 日 (満 歳) | |
| 職 歴 及 び 兼 職 状 況 | 期 間 | 内 容 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | |
| | | | |

(略) (第6面)

(略) (第7面)

(第8面)

12 役員の兼職状況

| | |
|-----------------|---|
| (ふりがな) 役員の氏名 | 常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類 |
| | |

(記載上の注意)
(略)

(第9面)

(略)

別紙様式第二号(第4条第1項第4号又は第27条第3項第1号及び第2号関係)
(日本工業規格A4)

登録申請者等の履歴書

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------|-------------|--|
| (ふりがな) 氏名 | | | |
| 現住所 | (郵便番号) | | |
| | 電話番号 () - | | |
| 役職名等 | 生年月日 | 年 月 日 (満 歳) | |
| 職 歴 及 び 兼 職 状 況 | 期 間 | 内 容 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 | |
| | | | |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏名 印

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「認可申請者等」とは、認可申請者(その代表者)、その取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)(会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。)又はこれらに類する役職にある者並びに投資一任契約に係る投資判断者等をいう。

別紙様式第二号の二(第4条第1項第6号及び第27条第3項第1号関係)

(日本工業規格A4)

登録申請者の法人役員の沿革

| | | |
|-----------------------|-----|-----------------------------|
| (ふりがな) | | |
| 商 号 又は名称 | | |
| (ふりがな) | | |
| 代表者の氏名 | | |
| 住 所 | | (郵便番号 -) 電話番号 () - |
| 設立年月日 及び 設立時の事業 | | |
| 設立の経緯 | | |
| 設 立 後 の | 年 月 | 沿 革 の 内 容 |
| | | |

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏名 印

(記載上の注意)

1～3 (略)

4 「認可申請者等」とは、認可申請者(その代表者)、その取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)又はこれらに類する役職にある者並びに投資一任契約に係る投資判断者等をいう。

(新設)

| | | |
|---|-------|-----------|
| 沿 革 | | |
| 賞 罰 | 年 月 日 | 賞 罰 の 内 容 |
| | | |
| <u>上記のとおり相違ありません。</u> 年 月 日 代表者の氏名 印 | | |

(記載上の注意)

1. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
2. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
3. 会計参与にあつては、設立時の事業の記載は不要。
4. 「賞罰」は、法第7条第1項第8号に該当するものをすべて記載すること。
5. 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「登録申請者」を「認可申請者」とすること。

別紙様式第三号 (第4条第1項第7号関係)
(略)

別紙様式第十七号 (第27条第1項関係)

(日本工業規格A4)

| | | | |
|---|------|-------------|---|
| | | 年 月 日 | |
| 内閣総理大臣 殿 | | | |
| 申請者 | 登録番号 | 財務(支)局長 第 号 | |
| | 住 所 | | |
| | 商 号 | | |
| | 代表者の | | |
| | 役職氏名 | | 印 |
| 投資一任契約に係る業務の認可申請書 | | | |
| <p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条第1項の規定による投資一任契約に係る業務の認可を受けたいので、同法第26条第1項の規定に基づき認可を申請します。</p> | | | |

別紙様式第三号 (第4条第1項第5号関係)
(略)

別紙様式第十七号 (第27条第1項関係)

(日本工業規格A4)

| | | | |
|---|------|-------------|---|
| | | 年 月 日 | |
| 内閣総理大臣 殿 | | | |
| 申請者 | 登録番号 | 財務(支)局長 第 号 | |
| | 住 所 | | |
| | 商 号 | | |
| | 代表者の | | |
| | 役職氏名 | | 印 |
| 投資一任契約に係る業務の認可申請書 | | | |
| <p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条第1項の規定による投資一任契約に係る業務の認可を受けたいので、同法第26条第1項の規定に基づき認可を申請します。</p> | | | |

1. 商号及び住所
 商号
 住所

2. 資本金の額 千円

3. 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

| 氏名 | 役職名 | 代表権の有無 | 常勤・非常勤の別 |
|----|-----|--------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4. 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

| 氏名又は名称 | 役職名 |
|--------|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |

5. 営業所の名称及び所在地

| 名称 | 設置年月日 | 所在地 |
|---------|-------|-----|
| 主たる営業所 | 年月日 | |
| その他の営業所 | 年月日 | |
| | 年月日 | |
| | 年月日 | |

別紙様式第十八号イ（第27条第3項関係）
 （日本工業規格A4）

最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

1. 貸借対照表
 年月日現在

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|-------|----|----|-------|----|----|
| 科目 | 当期 | 前期 | 科目 | 当期 | 前期 |
| 流動資産 | 千円 | 千円 | 流動負債 | 千円 | 千円 |
| 現金・預金 | | | 短期借入金 | | |

1. 商号及び住所
 商号
 住所

2. 資本の額 千円

3. 取締役及び監査役の氏名

| 氏名 | 役職名 | 代表権の有無 | 常勤・非常勤の別 |
|----|-----|--------|----------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(新設)

4. 営業所の名称及び所在地

| 名称 | 設置年月日 | 所在地 |
|---------|-------|-----|
| 主たる営業所 | 年月日 | |
| その他の営業所 | 年月日 | |
| | 年月日 | |
| | 年月日 | |

別紙様式第十八号イ（第27条第3項関係）
 （日本工業規格A4）

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書

1. 貸借対照表
 年月日現在

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|-------|----|----|-------|----|----|
| 科目 | 当期 | 前期 | 科目 | 当期 | 前期 |
| 流動資産 | 千円 | 千円 | 流動負債 | 千円 | 千円 |
| 現金・預金 | | | 短期借入金 | | |

| | | | | | |
|----------|---|---|--------------|--|--|
| 前払金 | | | 前受金 | | |
| 前払費用 | | | 前受収益 | | |
| 未収入金 | | | 未払金 | | |
| 未収収益 | | | 未払費用 | | |
| 有価証券 | | | 未払事業税 | | |
| 繰延税金資産 | | | 未払法人税等 | | |
| | | | 繰延税金負債 | | |
| 貸倒引当金 | △ | △ | | | |
| 固定資産 | | | 固定負債 | | |
| 有形固定資産 | | | 長期借入金 | | |
| 建物 | | | 退職給付引当金 | | |
| 器具・備品 | | | 繰延税金負債 | | |
| 土地 | | | | | |
| | | | 負債合計 | | |
| | | | 純資産の部 | | |
| 無形固定資産 | | | 株主資本 | | |
| 投資その他の資産 | | | 資本金 | | |
| 投資有価証券 | | | 新株式申込証拠金 | | |
| 長期差入保証金 | | | 資本剰余金 | | |
| 繰延税金資産 | | | 資本準備金 | | |
| | | | その他資本剰余金 | | |
| | | | 利益剰余金 | | |
| | | | 利益準備金 | | |
| | | | その他利益剰余金 | | |
| | | | 積立金 | | |
| | | | 繰越利益剰余金 | | |
| | | | 自己株式 | | |
| | | | 自己株式申込証拠金 | | |
| | | | 評価・換算差額等 | | |
| | | | その他有価証券評価差額金 | | |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | | |
| | | | 土地再評価差額金 | | |
| 貸倒引当金 | △ | △ | 新株予約権 | | |
| 繰延資産 | | | 純資産合計 | | |
| 資産合計 | | | 負債・純資産合計 | | |

| | | | | | |
|---------|---|---|------------------------|--|--|
| 前払金 | | | 前受金 | | |
| 前払費用 | | | 前受収益 | | |
| 未収入金 | | | 未払金 | | |
| 未収収益 | | | 未払費用 | | |
| 有価証券 | | | 未払事業税 | | |
| 繰延税金資産 | | | 未払法人税等 | | |
| | | | 繰延税金負債 | | |
| 貸倒引当金 | △ | △ | | | |
| 固定資産 | | | 固定負債 | | |
| 有形固定資産 | | | 長期借入金 | | |
| 建物 | | | 退職給付引当金 | | |
| 器具・備品 | | | 繰延税金負債 | | |
| 土地 | | | | | |
| | | | 負債合計 | | |
| | | | 資本の部 | | |
| 無形固定資産 | | | 資本金 | | |
| 投資等 | | | 資本剰余金 | | |
| 投資有価証券 | | | 資本準備金 | | |
| 長期差入保証金 | | | その他資本剰余金 | | |
| 繰延税金資産 | | | 減資差益 | | |
| | | | 自己株式処分差益 | | |
| | | | 利益剰余金 | | |
| | | | 利益準備金 | | |
| | | | その他利益剰余金 | | |
| | | | 任意積立金 | | |
| | | | 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) | | |
| | | | (うち当期純利益 (又は当期純損失)) | | |
| | | | 土地再評価差額金 | | |
| | | | その他有価証券評価差額金 | | |
| 貸倒引当金 | △ | △ | 自己株式 | | |
| 繰延資産 | | | 資本合計 | | |
| 資産合計 | | | 負債・資本合計 | | |

(記載上の注意)
(略)

(日本工業規格A4)

| 2. 損益計算書 | | |
|--------------------------|---------|-----|
| | 自 年 月 日 | |
| | 至 年 月 日 | |
| 科 目 | 金 額 | |
| | 当 期 | 前 期 |
| | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | |
| 投資顧問料 | | |
| | | |
| | | |
| 営業収益計 | | |
| 営業費用 | | |
| 人件費 | | |
| 不動産関係費 | | |
| 租税公課 | | |
| 通信交通費 | | |
| 調査研究費 | | |
| 広告宣伝費 | | |
| | | |
| 営業費用計 | | |
| 営業損益 | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | |
| 有価証券売却益 | | |
| | | |
| 営業外収益計 | | |
| 営業外費用 | | |
| 経常損益 | | |
| 特別損益 | | |
| 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失) | | |
| 法人税等 | | |
| 法人税等調整額 | | |
| 当期純利益 (又は当期純損失) | | |

(記載上の注意)
(略)

(日本工業規格A4)

| 2. 損益計算書 | | |
|--------------------------|---------|-----|
| | 自 年 月 日 | |
| | 至 年 月 日 | |
| 科 目 | 金 額 | |
| | 当 期 | 前 期 |
| | 千円 | 千円 |
| 営業収益 | | |
| 投資顧問料 | | |
| | | |
| | | |
| 営業収益計 | | |
| 営業費用 | | |
| 人件費 | | |
| 不動産関係費 | | |
| 租税公課 | | |
| 通信交通費 | | |
| 調査研究費 | | |
| 広告宣伝費 | | |
| | | |
| 営業費用計 | | |
| 営業損益 | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | |
| 有価証券売却益 | | |
| | | |
| 営業外収益計 | | |
| 営業外費用 | | |
| 経常損益 | | |
| 特別損益 | | |
| 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失) | | |
| 法人税等 | | |
| 法人税等調整額 | | |
| 当期純利益 (又は当期純損失) | | |

(日本工業規格A4)

3. 株主資本等変動計算書

| 株主資本 | | | |
|----------|------------------|-----------------|--|
| 資本金 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | 新株の発行 | |
| | 当期末残高 | | |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | 新株の発行 | |
| | 当期末残高 | | |
| その他資本剰余金 | 前期末残高及び当 期末残高 | | |
| 資本剰余金合計 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | | |
| | 当期末残高 | | |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | 剰余金の配当に伴う積立て | |
| | 当期末残高 | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| XX積立金 | 前期末残高及び 当期末残高 | | |
| | 前期末残高 | | |
| 繰越利益剰余金 | 当期変動額 | 剰余金の配当 当期純利益 | |
| | 当期末残高 | | |
| | 前期末残高 | | |
| 利益剰余金合計 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | | |
| | 当期末残高 | | |
| 自己株式 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | 自己株式の処分 | |

(日本工業規格A4)

3. 利益処分計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|---------|-----|--------------------------|
| 当期末処分利益 | 千円 | |
| 準備金取崩し | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |
| 上記金額の処分 | | |
| 利益準備金 | | |
| 配当金 | | 1株当たり配当額 現金 円 株式 円 |
| 役員賞与金 | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |
| 次期繰越利益 | | |

| | | | |
|------------------|-----------|--|--|
| | 当期末残高 | | |
| 株主資本合計 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | | |
| | 当期末残高 | | |
| <u>評価・換算差額等</u> | | | |
| <u>その他有価証券評価</u> | | | |
| 差額金 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額(純額) | | |
| | 当期末残高 | | |
| 繰延ヘッジ損益 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額(純額) | | |
| | 当期末残高 | | |
| 評価・換算差額等合計 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | | |
| | 当期末残高 | | |
| 新株予約権 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額(純額) | | |
| | 当期末残高 | | |
| 純資産合計 | 前期末残高 | | |
| | 当期変動額 | | |
| | 当期末残高 | | |

(削る)

(日本工業規格A4)

| | | |
|------------|-----|-----|
| 4. 損失処理計算書 | | |
| 自 年 月 日 | | |
| 至 年 月 日 | | |
| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
| 当期末処理損失 | 千円 | |
| 上記金額の処理 | | |
| 利益準備金取崩し | | |
| 資本準備金取崩し | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 計 | | |

別紙様式第十八号ハ（第 27 条第 3 項関係）

（日本工業規格 A 4）

会 社 の 概 要 及 び 沿 革

1. 会社の概要及び沿革
 - (1) 設立年月日及び設立時の事業
 - (2) 設立の経緯
 - (3) 設立後の沿革
 - (4) 他に営んでいる事業
 - (5) 組織図（別添）
2. 人員配置（ 年 月 日現在）
 - (1) 役職員 名
 - (2) 取締役 名
 - 常勤・代表権有 名 常勤・代表権無 名
 - 非常勤・代表権有 名 非常勤・代表権無 名
 - (3) 監査役 名（うち常勤 名）
 - (4) 会計参与 名
 - (5) 従業員 名（男 名、女 名）
（うち親会社等からの出向者 名）
 - (6) 役職員人数別配置表（部・課別等：別添でも可）
3. 海外親会社等の概要及び沿革（別紙 1）
4. 海外子会社等の概要及び沿革（別紙 2）
5. 申請者と海外親会社及び海外子会社との関係を示すグループ関係図

（記載上の注意）

- 1 「2. 人員配置(2)」について、委員会設置会社にあつては、執行役の人数（代表権の有無ごとの内訳を含む。）及び取締役の人数（常勤、非常勤ごとの内訳を含む。）を記載すること。
- 2 「人員配置(3)」について、委員会設置会社にあつては、会社法第 2 条第 12 項に規定する各委員会を組織する取締役の人数（そのうちの社外取締役の人数を含む。）を記載すること。
- 3～5 （略）

（日本工業規格 A 4）

（別紙 1）

海 外 親 会 社 等 の 概 要 及 び 沿 革

1. 概要
 - (1) 商 号
 - (2) 代表者の役職・氏名

次期繰越損失

別紙様式第十八号ハ（第 27 条第 3 項関係）

（日本工業規格 A 4）

会 社 の 概 要 及 び 沿 革

1. 会社の概要及び沿革
 - (1) 設立年月日及び設立時の事業
 - (2) 設立の経緯
 - (3) 設立後の沿革
 - (4) 他に営んでいる事業
 - (5) 組織図（別添）
2. 人員配置（ 年 月 日現在）
 - (1) 役職員 名
 - (2) 取締役 名
 - 常勤・代表権有 名 常勤・代表権無 名
 - 非常勤・代表権有 名 非常勤・代表権無 名
 - (3) 監査役 名（うち常勤 名）
（新設）
 - (4) 従業員 名（男 名、女 名）
（うち親会社等からの出向者 名）
 - (5) 役職員人数別配置表（部・課別等：別添でも可）
3. 海外親会社等の概要及び沿革（別紙 1）
4. 海外子会社等の概要及び沿革（別紙 2）
5. 申請者と海外親会社及び海外子会社との関係を示すグループ関係図

（記載上の注意）

- 1 「2. 人員配置(2)」について、委員会等設置会社にあつては、執行役の人数（代表権の有無ごとの内訳を含む。）及び取締役の人数（常勤、非常勤ごとの内訳を含む。）を記載すること。
- 2 「人員配置(3)」について、委員会等設置会社にあつては、商法特例法第 21 条の 5 第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する各委員会を組織する取締役の人数（そのうちの社外取締役の人数を含む。）を記載すること。
- 3～5 （略）

（日本工業規格 A 4）

（別紙 1）

海 外 親 会 社 等 の 概 要 及 び 沿 革

1. 概要
 - (1) 商 号
 - (2) 代表者の役職・氏名

- (3) 住 所
 - (4) 資本金の額
 - (5) 主たる事業
 - (6) 営業所の所在地
 - (7) 役職員総数 名
 - (8) 申請者との関係
2. 沿革
- (1) 設立年月日及び設立時の事業
 - (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

(日本工業規格A4)

(別紙2)

海外子会社等の概要及び沿革

1. 概要

- (1) 商 号
- (2) 代表者の役職・氏名
- (3) 住 所
- (4) 資本金の額
- (5) 主たる事業
- (6) 営業所の所在地
- (7) 役職員 総数 名 (役員 名、職員 名)
うち申請者からの出向者 名 (役員 名、職員 名)
- (8) 申請者との関係

2. 沿革

- (1) 設立年月日及び設立時の事業
- (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

別紙様式第十八号ホ (第27条第3項関係)

(日本工業規格A4)

役員 の 兼 職 及 び 兼 業 状 況

| 氏名又は名称 | 申請会社における役職名 | 代表権の有無 | 常勤・非常勤の別 | 兼職先の会社名及び役職名又は兼業している事業 | 兼職先の会社の主たる事業 |
|--------|-------------|--------|----------|------------------------|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

- (3) 住 所
 - (4) 資本の額
 - (5) 主たる事業
 - (6) 営業所の所在地
 - (7) 役職員総数 名
 - (8) 申請者との関係
2. 沿革
- (1) 設立年月日及び設立時の事業
 - (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

(日本工業規格A4)

(別紙2)

海外子会社等の概要及び沿革

1. 概要

- (1) 商 号
- (2) 代表者の役職・氏名
- (3) 住 所
- (4) 資本の額
- (5) 主たる事業
- (6) 営業所の所在地
- (7) 役職員 総数 名 (役員 名、職員 名)
うち申請者からの出向者 名 (役員 名、職員 名)
- (8) 申請者との関係

2. 沿革

- (1) 設立年月日及び設立時の事業
- (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

別紙様式第十八号ホ (第27条第3項関係)

(日本工業規格A4)

役員 の 兼 職 及 び 兼 業 状 況

| 氏 名 | 申請会社における役職名 | 代表権の有無 | 常勤・非常勤の別 | 兼職先の会社名及び役職名又は兼業している事業 | 兼職先の会社の主たる事業 |
|-----|-------------|--------|----------|------------------------|--------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別紙様式第二十二号（第 33 条関係）

（日本工業規格 A 4）
（第 1 面）

（略）

（第 2 面）

（略）

（第 3 面）

（略）

（第 4 面）

（略）

（第 5 面）

（略）

（第 6 面）

II 経理の状況

（投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、その場合には、その旨を欄外に注記すること。）

1. 貸借対照表
年 月 日現在

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|--------|----|----|---------|----|----|
| 科目 | 当期 | 前期 | 科目 | 当期 | 前期 |
| 流動資産 | 千円 | 千円 | 流動負債 | 千円 | 千円 |
| 現金・預金 | | | 短期借入金 | | |
| 前払金 | | | 前受金 | | |
| 前払費用 | | | 前受収益 | | |
| 未収入金 | | | 未払金 | | |
| 未収収益 | | | 未払費用 | | |
| 有価証券 | | | 未払事業税 | | |
| 繰延税金資産 | | | 未払法人税等 | | |
| その他 | | | 繰延税金負債 | | |
| 貸倒引当金 | ▲ | ▲ | その他 | | |
| | | | 固定負債 | | |
| | | | 長期借入金 | | |
| 固定資産 | | | 退職給付引当金 | | |
| 有形固定資産 | | | 繰延税金負債 | | |

別紙様式第二十二号（第 33 条関係）

（日本工業規格 A 4）
（第 1 面）

（略）

（第 2 面）

（略）

（第 3 面）

（略）

（第 4 面）

（略）

（第 5 面）

（略）

（第 6 面）

II 経理の状況

（投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、その場合には、その旨を欄外に注記すること。）

1. 貸借対照表
年 月 日現在

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|--------|----|----|---------|----|----|
| 科目 | 当期 | 前期 | 科目 | 当期 | 前期 |
| 流動資産 | 千円 | 千円 | 流動負債 | 千円 | 千円 |
| 現金・預金 | | | 短期借入金 | | |
| 前払金 | | | 前受金 | | |
| 前払費用 | | | 前受収益 | | |
| 未収入金 | | | 未払金 | | |
| 未収収益 | | | 未払費用 | | |
| 有価証券 | | | 未払事業税 | | |
| 繰延税金資産 | | | 未払法人税等 | | |
| その他 | | | 繰延税金負債 | | |
| 貸倒引当金 | ▲ | ▲ | その他 | | |
| | | | 固定負債 | | |
| | | | 長期借入金 | | |
| 固定資産 | | | 退職給付引当金 | | |
| 有形固定資産 | | | 繰延税金負債 | | |

| | | |
|--------------------------|----|----|
| 営業収益 | 千円 | 千円 |
| 投資顧問料 | | |
| その他 | | |
| 営業収益計 | | |
| 営業費用 | | |
| 人件費 | | |
| 不動産関係費 | | |
| 租税公課 | | |
| 通信交通費 | | |
| 調査研究費 | | |
| 広告宣伝費 | | |
| その他 | | |
| 営業費用計 | | |
| 営業損益 | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | |
| 有価証券売却益 | | |
| その他 | | |
| 営業外収益計 | | |
| 営業外費用 | | |
| 経常損益 | | |
| 特別損益 | | |
| 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失) | | |
| 法人税等 | | |
| 法人税等調整額 | | |
| 当期純利益 (又は当期純損失) | | |

(第8面)

3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

| | |
|------|-------------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | 前期末残高 |
| | 当期変動額 新株の発行 |
| | 当期末残高 |

| | | |
|--------------------------|----|----|
| 営業収益 | 千円 | 千円 |
| 投資顧問料 | | |
| その他 | | |
| 営業収益計 | | |
| 営業費用 | | |
| 人件費 | | |
| 不動産関係費 | | |
| 租税公課 | | |
| 通信交通費 | | |
| 調査研究費 | | |
| 広告宣伝費 | | |
| その他 | | |
| 営業費用計 | | |
| 営業損益 | | |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | | |
| 有価証券売却益 | | |
| その他 | | |
| 営業外収益計 | | |
| 営業外費用 | | |
| 経常損益 | | |
| 特別損益 | | |
| 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失) | | |
| 法人税等 | | |
| 法人税等調整額 | | |
| 当期純利益 (又は当期純損失) | | |
| 前期繰越利益 (又は前期繰越損失) | | |
| 当期末処分利益 (又は当期末処理損失) | | |

(第8面)

3. 利 益 処 分 計 算 書

| | | |
|---------|-----|-----|
| 自 年 月 日 | | |
| 至 年 月 日 | | |
| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
| 当期末処分利益 | 千円 | |

| | | |
|------------------|-----------|-----------------|
| <u>資本剰余金</u> | | |
| <u>資本準備金</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | 新株の発行 |
| | 当期末残高 | |
| <u>その他資本剰余金</u> | 前期末残高及び当 | |
| | 期末残高 | |
| <u>資本剰余金合計</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | |
| | 当期末残高 | |
| <u>利益剰余金</u> | | |
| <u>利益準備金</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | 剰余金の配当に伴う積立て |
| | 当期末残高 | |
| <u>その他利益剰余金</u> | | |
| <u>XX積立金</u> | 前期末残高及び | |
| | 当期末残高 | |
| <u>繰越利益剰余金</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | 剰余金の配当 当期純利益 |
| | 当期末残高 | |
| <u>利益剰余金合計</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | |
| | 当期末残高 | |
| <u>自己株式</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | 自己株式の処分 |
| | 当期末残高 | |
| <u>株主資本合計</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | |
| | 当期末残高 | |
| <u>評価・換算差額等</u> | | |
| <u>その他有価証券評価</u> | | |
| <u>差額金</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額(純額) | |
| | 当期末残高 | |
| <u>繰延ヘッジ損益</u> | 前期末残高 | |
| | 当期変動額(純額) | |

| | | |
|-----------------|----------|--------------|
| <u>××準備金取崩し</u> | | |
| <u>その他</u> | | |
| 計 | | |
| <u>上記金額の処分</u> | | |
| <u>利益準備金</u> | | |
| <u>配当金</u> | 1株当たり配当額 | 現金 円 株式 円 |
| <u>役員賞与金</u> | | |
| <u>その他</u> | | |
| 計 | | |
| <u>次期繰越利益</u> | | |

| | | |
|------------|-----------|--|
| | 当期末残高 | |
| 評価・換算差額等合計 | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | |
| | 当期末残高 | |
| 新株予約権 | 前期末残高 | |
| | 当期変動額(純額) | |
| | 当期末残高 | |
| 純資産合計 | 前期末残高 | |
| | 当期変動額 | |
| | 当期末残高 | |

(削る)

(記載上の注意) [第6面から第8面まで]

- 1 当該事業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2 (略)

(第9面)

4. 損失処理計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

| 科 目 | 金 額 | 備 考 |
|----------|-----|-----|
| 当期末処理損失 | 千円 | |
| 上記金額の処理 | | |
| 利益準備金取崩し | | |
| 資本準備金取崩し | | |
| その他 | | |
| 計 | | |
| 次期繰越損失 | | |

(記載上の注意) [第6面から第9面まで]

- 1 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2 (略)